



厚生労働大臣特別表彰  
林ふみ子さん (染井・76歳)

おめでとうございます!!

民生委員・児童委員として社会福祉の増進に寄与してきた林さんに、厚生労働大臣から表彰状が贈られました。

表彰にあたり林さんは「振り返るとあっという間の15年間でした。途中けがでご迷惑をお掛けしましたが、人と接するこの仕事は私に合っていたと思います。この職を去っても、私にできることは手伝っていきたくです」と、話してくれました。

現在は、多古町老人クラブ連合会女性委員会委員長として活躍。今後も老人クラブなどの活動を通し、町のため、地域のためにご尽力くださいます。

## 町職員募集



### 【職種・採用予定人員】

- ①一般行政職上級〔1名〕
- ②一般行政職初級〔1名〕
- ③保育士職〔1名〕

### 【受験資格】

- ①一般行政職上級
  - 昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない
  - 昭和62年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方（平成21年3月までに卒業見込みの方を含む）
- ②一般行政職初級
  - 昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない
- ③保育士職
  - 昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、保育士の資格を有する方（平成21年度春季までに資格取得見込みの方を含む）

【試験日時】9月21日(日) 午前10時から

【試験会場】香取市立佐原中学校

### 【申込書の配布】

7月1日(火)から役場2階総務課で配布  
(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時30分)  
※郵送による申込書の請求も可能(要問合せ)

### 【申込書の受付】

8月4日(月)から15日(金)まで役場2階総務課で受付  
(土・日を除く午前8時30分～午後5時30分)  
※郵送の場合、8月15日(金)消印まで有効

お問い合わせ●総務課庶務係 ☎ 76-2611

## 住宅の省エネ改修工事で 固定資産税が減額されます

平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)について、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に30万円以上の省エネ改修工事を行った場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます。



### 対象となる工事

- ①窓の改修工事(複層ガラス化など)
- ②窓の改修工事と併せて行う床、天井、壁の断熱改修工事

### 減額される期間・税額

改修工事が完了した年の翌年度1年分に限り、当該住宅にかかる固定資産税(1戸当たり120㎡分までの)3分の1が減額されます。

### 減額を受けるための手続き

改修工事完了後3ヵ月以内に、税務課窓口にある減額申告書に次の書類を添付の上、提出してください。

#### 【添付書類】

- ①現行の省エネ基準に適合した住宅であることの証明書  
(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行したもの)
- ②工事明細書および領収書

お問い合わせ●税務課資産税係 ☎ 76-5402

## ご存じですか？

# 国民年金保険料の免除・猶予制度

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての国民が加入し、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。しかし、保険料を未納のまま放置すると、将来年金を受け取ることができない場合があります。

平成20年度の国民年金保険料は、月額14,410円となっていますが、経済的な理由などで納付が困難な場合は、申請により保険料の免除・猶予を受けることができます。

### 免除制度(全額免除・一部納付)

申請者の所得額などを審査した上で、保険料の免除(全額免除または一部納付)が決定されます。免除を受けた期間は未納期間とならず、受給資格期間に算入されます。

ただし、一部納付については、納付すべき保険料が未納となった場合、未納期間として扱われますので、ご注意願います。

### 【免除の要件・内容】

- 申請者、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であること。  
→ 所得額、家族構成などに応じて「全額免除」または「一部納付」に分けられる。

制度名		納付すべき保険料(月額)	免除額(月額)	免除期間分の年金額※
全額免除		—	14,410円	1/3の額
一部納付	4分の1納付	3,600円	10,810円	1/2の額
	2分の1納付	7,210円	7,200円	2/3の額
	4分の3納付	10,810円	3,600円	5/6の額

※ 保険料を全額納付した場合との比較(国庫負担が3分の1の場合)

### その他の猶予制度など

- 若年者納付猶予制度 → 30歳未満の方の保険料納付が猶予(所得審査有り)
- 学生納付特例制度 → 学生の方の保険料納付が猶予(所得審査有り)
- 法定免除 → 障害年金受給者や生活保護を受けている方の保険料が免除

### 免除・猶予された保険料の追納

保険料の免除や猶予を受けた期間分については、保険料を全額納付した場合と比較して、受け取れる年金額が少なくなってしまうますが、10年以内であれば、免除・猶予された保険料をさかのぼって納付すること(追納)ができます。

ただし、3年目以降に追納する場合は、加算額が上乗せされますので、ご注意願います。

### 手続き・お問い合わせ

- 役場住民課国保年金係 ☎ 76-5405
- 佐原社会保険事務所 ☎ 0478-55-1661